

町の職員数や給与の状況を

お知らせします

▼問合せ 総務グループ ☎079(435)0357

●一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(令和2年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	260,000円	294,300円	324,100円
高校卒	228,100円	266,500円	300,600円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に民間経歴などのある場合は、その期間を換算し採用後の年数に加算した年数をいいます。

●職員手当の支給状況 (企業会計職員除く)

(令和元年度決算)

手当名	支給者数	支給実績	1人当たりの平均支給年額
扶養手当	50人	14,367千円	287,330円
地域手当	157人	17,392千円	110,778円
住居手当	71人	7,333千円	103,280円
通勤手当	135人	11,644千円	86,249円
管理職手当	50人	36,367千円	727,340円
時間外勤務手当	107人	31,243千円	291,987円
期末・勤勉手当(年間4.45月分)	157人	219,075千円	1,395,380円

※支給者数は平成31年4月1日現在の人数です。 ※期末・勤勉手当は民間でのボーナスのことです。

●特別職の報酬などの状況

(令和2年1月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当(令和元年度支給割合)	区分	給料・報酬月額	期末手当(令和元年度支給割合)
町長	920,000円	4.45月分	議長	405,000円	4.45月分
副町長	760,000円	4.45月分	副議長	310,000円	4.45月分
教育長	705,000円	4.45月分	議員	285,000円	4.45月分

①職員の任免および職員数に関する状況 (平成31年4月1日から令和2年3月31日)

(1) 職員の競争試験の状況

一般行政職の採用試験を実施しました。

(2) 職員の採用の状況

一般行政職の職員として7人(男4人、女3人)を平成31年4月1日付で採用しました。

(3) 職員の退職の状況

(令和元年度中の退職者数)

退職事由	人数
定年退職	4人
勸奨退職	0人
普通退職	2人
死亡退職	0人
合計	6人

(4) 行政職の級別職員数の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	28人	18.4%
2級	主事	29人	19.1%
3級	主査	29人	19.1%
4級	リーダー補佐・主任	15人	9.9%
5級	リーダー	31人	20.4%
6級	統括	14人	9.2%
7級	理事	6人	3.9%
計		152人	100%

※職員数の中に教育職給料表適用者(4人)及び技能労務職給料表適用者(15人)は含みません。

②職員の勤務時間などの状況

(令和2年4月1日現在)

(1) 勤務時間

職員の基本的な勤務時間

※勤務場所により時間が異なります。

項目	内容
職員の勤務時間	8:30~17:15(1日7時間45分、1週間当り38時間45分)
休憩時間	12:00~13:00(60分)

(2) 職員が取得できる休暇など

職員が取得できる休暇は、有給の年次有給休暇、療養休暇、特別休暇(結婚・出産・忌引など)と無給の介護休暇、育児休業などがあります。なお、令和元年度における年次有給休暇の取得状況については、右記の通りです。

年度付与日数	最高20日
前年度からの繰越日数	最高20日
平均取得日数	10.8日



▲窓口業務



▲辞令交付式

職員数や給与の状況を住民の皆さんにお知らせし、より一層人事行政の公平性と透明性を高めていきます。なお、このページでは令和元年度の内容を中心にお知らせします。

③職員の給与の状況

●人件費の状況 (普通会計決算)

(令和元年度)

住民基本台帳人口(令和元年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)平成30年度の人件費率
34,505人	11,068,684千円	609,686千円	1,458,668千円	13.2%	11.4%

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬なども含まれます。

●職員給与費の状況 (普通会計決算)

(令和元年度)

職員数A	給与費				1人当たりの給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
150人	564,470千円	120,971千円	225,802千円	911,243千円	6,075千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。

2. 職員数は、平成31年4月1日現在の人数です。

●職員の平均給料月額と平均年齢の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	38.8歳	296,045円	374,541円
技能労務職	55.3歳	303,443円	330,108円

(注) 一般行政職とは、技能労務職、企業職、税務職、教育職などを除いた職員です。「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

●一般行政職の初任給の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	播磨町	
	初任給	2年後の給料
大学卒	188,700円	199,900円
高校卒	160,100円	170,400円

保育料の無償化は事前の申請が必要です

▶問合せ 福祉グループ社会児童福祉チーム ☎079 (435) 2362
 町内の幼稚園に関すること (預かり保育を含む) 教育総務グループ ☎079 (435) 0533

利用する施設や事業によって、無償化の対象となるためには事前に申請し、認定を受けることが必要となる場合があります。

事前に申請が必要となる施設や事業を利用する場合は、必ず利用を開始するまでにお手続きをお願いします。

無償化の期間

満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間。幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳児から無償化の対象となります。

対象年齢・申請		3～5歳	0～2歳	申請について
幼稚園	播磨幼稚園 蓮池幼稚園 播磨西幼稚園 町外の新制度幼稚園	全員の利用料を無償化		申請不要
	町外の新制度への移行がされていない幼稚園	月額25,700円までの利用料を無償化 (注1)		事前に申請をし、認定を受けることが必要

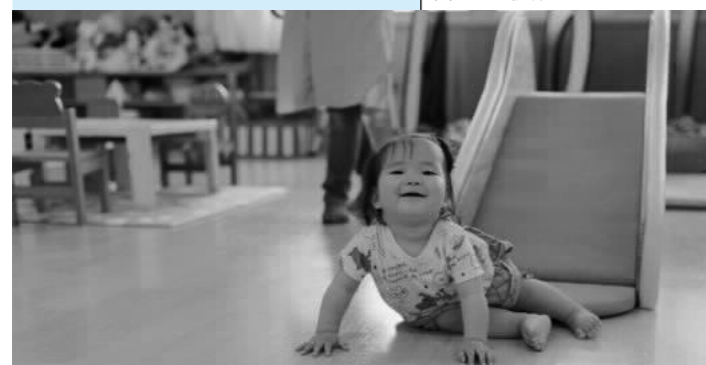
注1) 国立幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚園部は月額400円まで無償化

対象年齢・申請		3～5歳	0～2歳	申請について
保育所	播磨保育園 町外の保育園	全員の利用料を無償化	住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償化	申請不要
認定こども園	蓮池こども園 キューピットこども園 播磨中央こども園 町外の認定こども園			
地域型保育事業	パレット保育園 町外の地域型保育事業			

対象年齢・申請		3～5歳	0～2歳	申請について
幼稚園、認定こども園の預かり保育		利用日数に応じ、最大月額11,300円までの利用料を無償化 (注2)		事前に「保育の必要性の認定」の申請をし、認定を受けることが必要 ※利用日数に応じて月額上限額は変動します。 (450円×利用日数)

注2) 播磨町立幼稚園の預かり保育の利用料は無償化

対象年齢・申請		3～5歳	0～2歳	申請について
認可外保育施設など		月額37,000円までの利用料を無償化	住民税非課税世帯の子どもの月額42,000円までの利用料を無償化	事前に「保育の必要性の認定」の申請をし、認定を受けることが必要 ※企業主導型保育事業、保育所、認定こども園 (保育部分) などを利用できていない人が対象になります。 ※対象となる事業は、認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業です。



町の職員数や給与の状況をお知らせします

①職員の分限および懲戒処分の状況

項目	内容
分限処分	公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、免職、休職、降任、降給の4つの種類があります。 令和元年度は、分限処分は行いませんでした。
懲戒処分	公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追及して行う処分のことをいい、免職、停職、減給、戒告の4つの種類があります。 令和元年度は、懲戒処分は行いませんでした。

①職員の研修および人事評価の状況

(1) 職員研修

職員に対しては、事務能力の向上を目的とし、随時研修を実施しています。
 ア 派遣研修 のべ参加人数 127人 のべ参加日数 301日
 イ 内部研修 のべ参加人数 916人 のべ実施日数 37日



▲職員研修

(2) 人事評価

職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の性格、能力および適正を公正に評価し、人材育成と処遇への反映を目的として人事評価を実施し、勤勉手当の支給に反映しています。

令和元年度の実施状況は次の通りです。

実施時期	対象者
令和元年10月 (4月から9月までの状況)	全職員
令和2年4月 (10月から3月までの状況)	全職員

①職員の福利厚生と利益の保護の状況

●福利厚生制度

地方公務員法の規定により、地方公共団体は職員の福祉の増進を図るための共済制度や福利厚生制度を実施することが定められており、職員は下記の団体に加入しています。

加入制度	一般職員	用務員・調理員	幼稚園教諭
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	公立学校共済組合 兵庫県支部	
互助会制度	兵庫県市町職員互助会		兵庫県学校厚生会

また、町の独自事業として、地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健、元気回復の施策として令和元年度では職員定期健康診断、インフルエンザ予防接種、置き薬の設置、職員スポーツ交流会を実施しました。

●公務災害関係 (労働災害に相当するもの)

職員が、公務上、通勤途上の災害により、負傷などまたは死亡した場合は、地方公務員災害補償法に基づき、災害を受けた職員またはその遺族などに対する必要な補償などを、町に代わって地方公務員災害補償基金が行います。町の職員については、「地方公務員災害補償基金兵庫県支部」が事務を行っています。

令和元年度では、公務災害として認定された事案はありませんでした。



●利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町の当局により適当な措置をとられるべきことを要求することができます。
令和元年度では、措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に対して不服の申し立てをすることができます。
令和元年度では、不服申立はありませんでした。

町ホームページでも公開しています。